

# KPMG Insight

## KPMG Newsletter



## Volume

1

# 新しい英国財務報告基準の概要

KPMG 英国 ロンドン事務所

パートナー 三浦 洋 (グローバル・ジャパンーズ・プラクティス 欧州統括責任者)

マネジャー 江澤 修司

英国財務報告評議会 (FRC:Financial Reporting Council) は、2013年3月に英国財務報告制度の改正公開草案を最終化し、新しい財務報告基準として確定公表しました。これにより、現行の英国会計基準は廃止され、英国の会社法決算は、IFRS (国際財務報告基準) を基礎とした新しい制度へと移行することとなります。本稿では英国の新しい財務報告基準の概要について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



## 【ポイント】

- 英国では、IFRS を基礎とする新しい財務報告基準が公表され、会社法決算制度が大きく変わることとなる。
- 新基準は FRS 100、FRS 101、FRS 102 という 3 つの財務報告基準から構成され、これらは、2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からの適用が義務付けられているが、即時の早期適用も可能である。
- 新制度の下では、適用する財務報告基準や個別財務諸表への開示減免の適用などについて、企業に一定の選択肢が与えられているため、英国グループ各社ごとのそれらの適切な選択を通して、自社グループの方針に準拠しつつ効率性の高い会社法決算を実施することが可能となる。
- 新基準移行に伴い、会計処理の他、税務、配当額算定、予算、会計システムなどの広い業務領域への影響も予想される。そのため、早期に「インパクトアセスメント」を実施し、自社に及ぼす潜在的な影響を移行プロジェクト開始に先立って把握することが、効率的な新制度移行の鍵となる。

み うら ひろし  
**三浦 洋**

KPMG 英国 ロンドン事務所  
パートナー  
(グローバル・ジャパンーズ・プラクティス  
欧州統括責任者)



え ざわ しゅうじ  
**江澤 修司**

KPMG 英国 ロンドン事務所  
マネジャー

## I 英国の新しい会社法決算制度

### 1. 改正の経緯

英国では2005年以降、英国上場企業（欧州連合（EU）域内の規制市場への上場企業、以下同様）の連結財務諸表についてはEU版IFRS（EUで採択されたIFRS）の適用が義務付けられていますが、上場企業の個別財務諸表および非上場企業の会社法（英国2006年会社法、以下同様）決算書の作成にあたっては、現行の英国会計基準（以下「UK GAAP」という）とEU版IFRSの選択適用が認められています。

このような状況の下、英国財務報告評議会（以下「FRC」という）（前身の英国会計基準審議会を含む）では、将来の英国

財務報告制度のあり方についての長い議論があり、IFRSとの収れんを目指した新しい財務報告の枠組みが模索されてきました。

これを踏まえて2010年10月に、英国における将来の財務報告の枠組みを定めた「財務報告に関する公開草案」が公表され、新しい会社法決算の形として提唱されました。その後、パブリックコメントを踏まえたFRCの再審議を経て、2012年1月に、同公開草案を置き換える再公開草案が公表されました。

そしてFRCは、最初の公開草案の公表から2年が経過した2012年11月22日に、新しい財務報告制度を構成する3つの基準案のうちの2つ（後述のFRS 100およびFRS 101）を、また、2013年3月14日に残り1つの基準案（後述のFRS 102）をそれぞれ確定し、計3つの財務報告基準として公表しました。

新基準は2015年1月1日以後開始する事業年度から適用されますが、即時に早期適用することも認められています。これに

伴い、現行のUK GAAPは2015年を目処に廃止されることとなりました。

## 2. 新制度の適用対象

本改正は、真実かつ公正な概観を提供する決算書の作成を要請されるすべての企業（パブリックセクターを除く、以下同様）が対象とされるため、在英日系企業を含む、多くの英国企業が影響を受け、2015年の適用義務化に向けて、全英レベルで英国会社法決算の置換えが一斉に進められることとなります。

後述のとおり、新制度は、適用する財務報告基準や財務諸表の開示減免に関して企業に一定の選択肢を与えていたため、当該改正を契機に、現在EU版IFRSを任意適用している非上場企業が、とり得る選択肢の長短を考慮し、適用する財務報告基準を変更する状況も考えられます。

図表1 3つの新しい財務報告基準

Financial Reporting Standard 100 (FRS 100) 「財務報告規定の適用」 新しい財務報告フレームワークの全体像について規定したものであり、このなかには、どの企業がどの財務報告基準を適用できるか、初度適用時の移行措置、新基準の適用時期などが取り決められている。
Financial Reporting Standard 101 (FRS 101) 「開示減免フレームワーク」 EU版IFRSに基づく認識および測定を行っている特定の企業の個別財務諸表に対する開示の減免が規定されている。
Financial Reporting Standard 102 (FRS 102) 「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」 中小企業向け国際財務報告基準（“IFRS for SMEs”）に一定の修正を加えて新しく作成された財務報告基準であり、このなかには、FRS 102を適用している特定の企業の個別財務諸表に対する開示の減免も規定されている。

## II 新しい財務報告基準の概要

### 1. 3つの新しい財務報告基準

今般成立した新基準は、具体的には3つの財務報告基準、すなわちFinancial Reporting Standard 100 (FRS 100)「財務報告規定の適用」、Financial Reporting Standard 101 (FRS 101)「開示減免フレームワーク」および Financial Reporting Standard 102 (FRS 102)「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」から構成されます（図表1参照）。

ここで、FRS 100は、新しい財務報告制度の骨子を取り決めていたいわけ全体ルールであり、またFRS 101は、EU版IFRSに基づき認識および測定を行う特定の企業に対する開示減免を詳細に定めたものであり（一部EU版IFRSに対する修正を含む）、これらには個々の会計処理に関する規定は定められていません。

FRS 102は、EU版IFRSと対置する形で、実務負担に配慮した簡潔な財務報告基準の実現とIFRSへの収れんという制度改正の趣旨に照らして、中小企業向け国際財務報告基準（“IFRS for SMEs”）に一定の修正を加えて新設された基準であり、金融商品、固定資産、退職給付、収益認識、資産の減損、連結などの各トピックごとに会計処理が取り決められています。その意味で、FRS 102は会計処理に関する財務報告基準であるといえます。FRS 102適用にあたっての企業規模要件はありません。

なお、上述の他に小規模企業の要件を満たす場合には、小規模企業向けの財務報告基準（FRSSE : Financial Reporting Standard for Smaller Entities）の適用が可能です（公的会社や銀行、保険会社等は除く）が、このFRSSEは以前から存在しており、今回の改正により新設された基準ではありません。な

図表2 英国企業の適用可能な財務報告基準(FRSSE適用企業を除く)

		EU版IFRS	EU版IFRS適用企業の開示減免(FRS 101)	FRS 102	FRS 102適用企業の開示減免(FRS 102)
<b>英国上場企業</b>					
連結財務諸表		強制			
個別財務諸表	適格企業の個別財務諸表	選択可	減免適用可*	選択可	減免適用可*
	上記以外	選択可		選択可	
<b>英国非上場企業（多くの日系企業の在英子会社が該当）</b>					
連結財務諸表		選択可		選択可	
個別財務諸表	適格企業の個別財務諸表	選択可	減免適用可*	選択可	減免適用可*
	上記以外	選択可		選択可	

お、小規模企業の数値基準（英国内の親事業体については連結ベースでの判断基準が別途存在する）は、①売上高が65百ポンドを超えないこと、②総資産額が326百ポンドを超えないこと、③平均従業員が50人を超えないこと、の3要件のうちの2つ以上を充足することです。

## 2. 英国企業が適用可能な財務報告基準

次に、新制度下で企業が適用可能な財務報告基準について説明します。端的にいえば、FRSSEの適用を選択した小規模企業を除く英国企業は、2015年を目処に、自社の会計処理（会計上の認識および測定）の基礎をEU版IFRSか、英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準（FRS 102）のいずれかにする必要があります。ただし、英国上場企業の連結財務諸表には従来よりEU版IFRSの適用が義務付けられているためFRS 102の適用は認められません。ここで「自社の会計処理」としているのは、上場企業の連結財務諸表以外については、EU版IFRSに基づく会計処理を行っていたとしても、後述のFRS 101の開示減免フレームワークを個別財務諸表に適用している場合には、当該財務諸表にはEU版IFRSに基づいた法定開示が求められないためです。

図表2は、どの企業がどの財務報告基準を適用できるかについてまとめたものです。

## 3. 開示減免規定

図表2の\* にあるとおり、「適格企業」に対しては、反対株主が存在しないこと等の一定の条件の下、個別財務諸表上の特定の項目について財務諸表作成負担軽減の観点から開示の

減免が認められています。EU版IFRSに基づき認識および測定を行っている企業に対する開示の減免はFRS 101に規定されており、FRS 102を適用している企業に対する開示の減免はFRS 102の中に規定されています。

ここで、「適格企業」とは、真実かつ公正な概観を提供することを目的として公表されている連結財務諸表に含まれている企業のことをいいます。つまり、自社（例えば英国子会社）の財務諸表が自社の親会社（英国外でも可）が作成する公表連結財務諸表に含まれている場合には、自社は通常「適格企業」であるといえます。

日系企業を一例にとると、日本の証券取引所に上場している親会社が提出する有価証券報告書の連結財務諸表に自社（英国子会社）の財務諸表が含まれている時、自社は「適格企業」となり、他の要件具備を前提に、FRS 101（EU版IFRSに基づく認識および測定を行っている場合）または、FRS 102（FRS 102を適用している場合）に基づく開示の減免を受けることができます。したがって、多くの在英日系子会社が開示減免の適用を受けることができるものと考えられます。

具体的に開示減免が可能な項目例は図表3のとおりです。FRS 101の減免規定がFRS 102のそれよりも相対的に多いのは、FRS 101は、開示量要求の多いEU版IFRSに対する例外を規定しているためです。

開示減免規定の適用にあたっては次の点に留意が必要です。まず、開示減免が認められるのは個別財務諸表についてのみであり、連結財務諸表に対しては一切認められません。

また、一部の開示減免規定は、同等の開示が親会社の連結財務諸表に含まれていることが条件とされています。したがって、ある特定の開示項目に関する金額が、重要性を理由として親会社の連結財務諸表上開示されていない場合には、その

図表3 開示減免規定の例示

減免のカテゴリー	適格企業の適用財務報告基準	
	FRS 101	FRS 102
現行 UK GAAP から引き続き認められている減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュ・フロー計算書</li> <li>経営幹部の報酬の開示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュ・フロー計算書</li> <li>経営幹部の報酬の開示</li> </ul>
企業集団全体で管理される項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式報酬取引</li> <li>金融商品*</li> <li>公正価値*</li> <li>企業結合</li> <li>非継続事業</li> <li>完全子会社との関連当事者間取引</li> <li>資産の減損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式報酬取引</li> <li>金融商品*</li> <li>完全子会社との関連当事者間取引</li> </ul>
その他の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較情報</li> <li>金額比較データ</li> <li>資本管理に関する開示</li> <li>未適用の基準</li> </ul>	

\* 金融機関には減免が認められない事項

項目についての開示の減免は認められません。

さらに、金融機関については、金融商品および公正価値測定に関する開示減免は認められないこととなっています。ここでの「金融機関」には、銀行、住宅金融組合、信用組合が含まれる他、その主要な事業活動が、金融商品を通した利益の創出やリスク管理である企業（これには、グループ金融会社も含まれる）も含まれるとされています。

#### 4. 英国内に複数の子会社がある場合の留意点

##### (1) 会社法の財務報告フレームワーク

新制度下では、適用する財務報告基準、開示減免の適用について企業に一定の選択肢を与えており、これらは原則として英国会社ごとに各々選択することができます。ただし、これには重要な例外が存在します。それが、会社法407条に規定されている「財務報告基準適用における首尾一貫性ルール」（以下「首尾一貫性ルール」という）というものです。

この説明の前提として、まず、会社法決算で適用可能な財務報告フレームワークについての会社法上の整理について触れておきます。会社法上、英国企業は、以下のIASアカウンツまたは会社法アカウンツのいずれかの財務報告フレームワークを会社法決算に適用するものとされています。

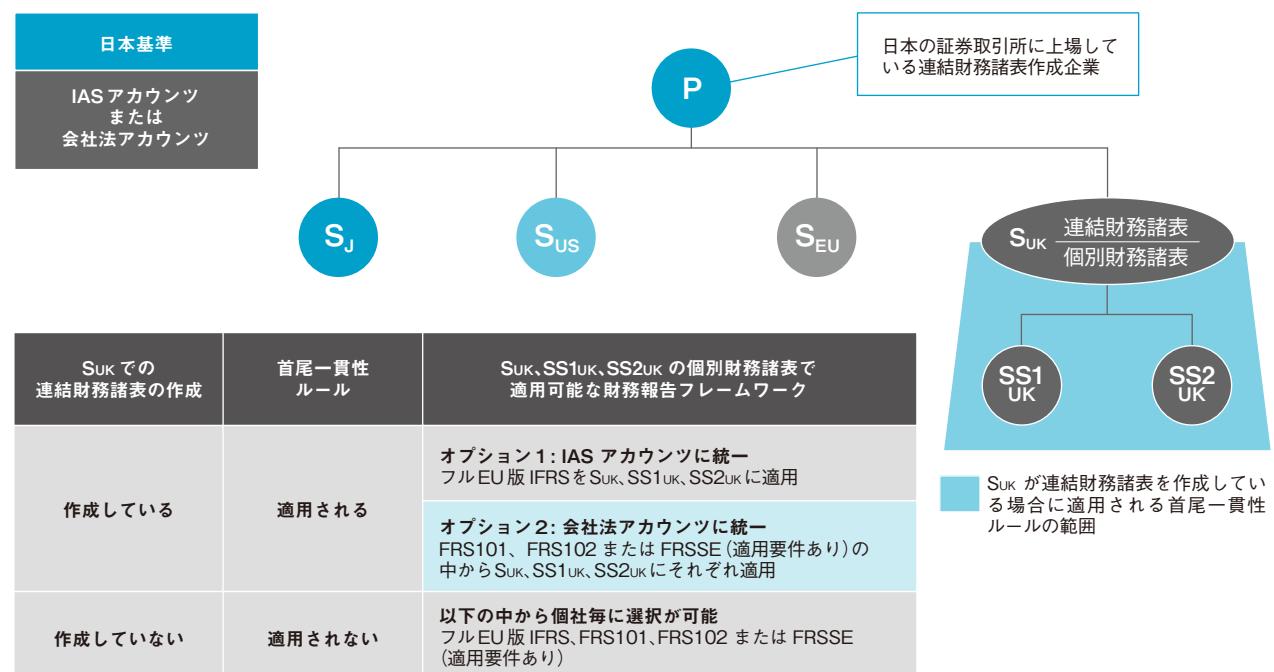
- IAS アカウンツ  
(上場企業の連結財務諸表には適用が必須)
- EU 版 IFRS のみが該当
- 会社法アカウンツ  
以下の 3 つが含まれる。
  - FRS 101 (EU 版 IFRS に基づき会計処理を行い開示減免を適用)
  - FRS 102 (英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準)
  - FRSSE (小規模企業向け財務報告基準)

なお、上記には含めていませんが2015年を目処に廃止される現行のUK GAAPは「会社法アカウンツ」に該当します。今般新設されたFRS 101、FRS 102も「会社法アカウンツ」に含まれますが、ここでFRS 101は、EU版IFRSに基づく会計処理を行っている企業を対象とした基準であるものの、開示減免フレームワークであるため、FRS 101を適用した場合には、EU版IFRSに完全準拠しているものとはいえず、「IASアカウンツ」ではなく「会社法アカウンツ」に該当する点に留意が必要です。

##### (2) 会社法の「首尾一貫性ルール」

会社法では、英国親会社（例えば、日系企業の英国持株会社）が会社法上連結財務諸表を作成している場合には、その個別財務諸表と、その傘下にある英国内のすべての連結子会社の個別財務諸表に対して首尾一貫して、「IASアカウンツ」か「会社法アカウンツ」のいずれかを適用しなければならないと

図表4 財務報告基準適用における首尾一貫性ルールの例示



規定しています。これが会社法407条の「首尾一貫性ルール」と呼ばれるものです。一方、上述の親会社が連結財務諸表を作成していない場合には、首尾一貫性ルールは適用されませんので、傘下の英国子会社は自由にその適用する財務報告基準を選択することが可能です。

図表4は、日系企業を例に首尾一貫性ルールを図示したものです。

英国内にSS1UKおよびSS2UKの連結子会社2社を持つ英国持株会社SUKを想定し、SUKが会社法決算書で連結財務諸表を作成している場合とそうではない場合に分けて考えてみます。

前者の場合には、SUKの連結財務諸表作成により首尾一貫性ルールがSUK、SS1UK、SS2UKに適用されるため、3社の個別財務諸表はともに「IASアカウンツ」(EU版IFRS)を適用するか、「会社法アカウンツ」(この中からは各社選択可能)を適用する必要があります。他方、後者の場合には、首尾一貫性ルールは適用されませんので、各社は財務報告基準を自由に選択することができます。

なお、英国親会社(本事例ではSUK)が連結財務諸表および個別財務諸表の両方に「IASアカウンツ」を適用している場合には、例外的にその傘下の英国子会社間(本事例ではSS1UKとSS2UK)に対してのみ首尾一貫性ルールが適用されるものとされています。これはEU版IFRSの適用が連結財務諸表上強制されている英國上場企業の実務負担に配慮した規定であるものと思われます。

首尾一貫性ルールは、従来より会社法に規定されていた事項であり、今般の制度改正で導入されたものではありません。

が、財務報告基準の適用に関する選択肢が広がった新制度下で改めて念頭におく必要がある事項として、新基準中において会社法の当該規定が重ねて強調されています。

## 5. 新基準の適用時期

新基準は2015年1月1日以降開始する事業年度から強制適用されますが、即時の早期適用も可能です。早期適用を行わない場合、12月決算企業は2015年12月期より、3月決算企業は2016年3月期からの適用となります。

会社法決算書では当期を含む最低2期間の財務情報の開示が必要ですので、初度適用時は当期および前期の合計2期分の財務諸表および注記を新基準に基づき作成する必要があります。また、この時の前期首のことを、新基準への「移行日」(Transition date)といい、新基準に基づく最初のバランスシートが作成されますが、早期適用を行わない企業であっても、12月決算企業(移行日は2014年1月1日)・3月決算企業(移行日は2014年4月1日)ともに、「移行日」までは1年を切っていますので、可能な限り早めに新基準への移行作業に着手する必要があります。

図表5 現行のUK GAAP、FRS 102およびEU版IFRSの会計基準差異の例示

	現行UK GAAP	FRS 102	EU版IFRS
のれん	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大20年にわたり償却(反証可能)</li> <li>一般的に無形資産はのれんに含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それ以上の経済的耐用年数が見込まれない限り5年以下の推定期間で償却される</li> <li>無形資産はのれんとは別個に認識される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非償却(年次の減損テストが求められる)</li> <li>無形資産はのれんとは別個に認識される</li> </ul>
デリバティブ 例:為替予約	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的にオフバランス(現行英国基準FRS 26号非適用の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンバランス</li> <li>厳格な適用要件を満たせばヘッジ会計の適用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンバランス</li> <li>厳格な適用要件を満たせばヘッジ会計の適用が可能</li> </ul>
投資不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開市場価値で測定し、価値の変動は一般的に剰余金として認識する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に純損益を通じて公正価値で測定する(原価評価は、評価額が入手できないときのみ可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原価もしくは純損益を通じた公正価値で測定する</li> </ul>
繰延税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間差異アプローチ(例外規定あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間差異アプローチおよび企業結合に係る繰延税金</li> <li>現行英国基準FRS 19号よりも少ない例外規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時差異アプローチ</li> </ul>
借入費用および開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産計上が認められる</li> <li>一般借入は考慮されない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産計上が認められる</li> <li>資産化した場合、一般借入の考慮が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満たす場合には資産計上が強制される</li> <li>一般借入の考慮が必要</li> </ul>

## III FRS 102とEU版IFRS

## 1. 新旧の会計基準差異

前述のとおり、今回の改正で、FRSSEの適用を選択した小規模企業を除く英国企業はEU版IFRSかFRS102に基づき会計処理を行うこととなります。図表5は、現行のUK GAAP、FRS 102 およびEU版IFRSの会計基準の差異の一部について紹介したものです。

## 2. FRS 102の適用かEU版IFRSの適用か

近年の英国基準のIFRSへのコンバージョン進展により、現行のUK GAAPは比較的IFRSに近いと言われています。また、FRS 102は、中小企業向け国際財務報告基準（“IFRS for SMEs”）を基礎に作成されたものです。したがって、現行UK GAAP、FRS 102およびEU版IFRSはそれぞれが全く異質であるわけではなく類似性をもっています。しかしながら各基準間に差異がある項目も一定数存在するため、会計基準差異の棚卸しを網羅的に行った上で、自社に与える影響を理解し、会計処理の基礎をEU版IFRSかFRS 102のいずれにするかを、英国グループ各社ごとに決めていく必要があります。

なお、日本親会社がIFRSを既に適用しているか、IFRSへの移行プロジェクトを進めている場合には、それとの整合性を考慮することも有用です。具体的には、日本親会社がIFRSを適用済・予定の場合には、英国子会社もグループレポートинг上、親会社のIFRSの会計方針に従いレポートイングパッケージを作成しますので、英国会社法決算上、EU版IFRSかFRS 101 (EU版IFRSに基づく会計処理を行い個別財務諸表上に開示減免を適用) を適用して、グループレポートингとの会計処理の基礎をあわせておくことも考えられます（ただしEU版IFRSとIASB(国際会計基準審議会)発行のIFRSは完全に一致するものではありません）。

## IV 新制度移行のポイント

最後に、新基準への移行手続について説明します。

移行に際しては、新基準下で適用する会計方針や具体的な会計処理を財務諸表項目ごとに決定した上で、必要となる修正仕訳、新基準に基づく組替財務諸表、法定決算開示書類を作成することとなります。そして、この一連の過程の中で、タックスプランニングや会計システムの見直し等の追加的な作業スコープのほか、従業員への研修等を通した新基準実務の定着支援が必要に応じて実施されます。

しかしながら、いつから、どのような作業スコープおよび作業手順で導入準備を進めるかについては、各社の置かれている環境や企業の方針などにより様々であり一概に決まるものではありません。そこで、まずは導入作業を本格的に開始する前に、新制度移行が自社に与える影響を理解するための手続が非常に重要となります。この手続はインパクトアセスメント (GAAP差異分析と呼ぶこともあります) といい、会計基準が変更される場合には広く一般的に行われる初期段階の現況調査です。具体的には、自社の財務諸表項目ごとに会計基準の新旧比較を通して移行に伴う会計処理上の影響を把握することを主眼としますが、さらに一步進めて、税務、配当限度額の計算、予算、会計システム、財務制限条項や業績連動型報酬等の各種契約・合意、決算財務報告プロセスに係る内部統制等の広い業務領域への潜在的な影響を理解することにも役立ちます。

特に、英国の新制度移行にあたっては以下の点への配慮が必要であり、可能な限り早期にインパクトアセスメントを実施した上で、手戻りのない最短距離での新制度導入プランを作成することが効率的移行の鍵となります。

- ・前述のとおり「移行日」までの時間的な余裕が限られている。
- ・新制度下では適用する財務報告基準等について企業に一定の選択肢が与えられている。
- ・新制度はIFRSを基礎にした財務報告制度であるため、日本親会社でIFRS導入プロジェクトが進行している、あるいは将来予想される場合には、その利用可能性や日英プロジェクトの整合性（会計方針、決算期統一など）を考慮に入れることが望ましい。
- ・英国の会社法決算書はカンパニーズハウス（英国登記所）へのファイリングを通して、外部の閲覧に供されるため、開示量が一般的に多いとされるIFRSを基礎とした新制度下で、決算書上いかなる項目をどのように開示するかについて、場合によっては事前に日本親会社と協議をしておくことが必要と考えられる。

インパクトアセスメントの結果はレポートとして文書化され（図表6参照）、社内の会計処理、その周辺領域に関する現状を再確認することができます。また、自社内および英国グループ各社間での情報共有や日本親会社への新制度移行の影響報告などのコミュニケーションを補完する副次的な利点もあります。

図表6 KPMGのインパクトアセスメントのレポート例(エグゼクティブサマリーの抜粋)

トピック	FRS 102		EU版IFRS		業務全般への影響
企業結合 (のれんを含む)	A	■ 識別すべき無形資産とその公正価値評価の検討	R	■ UK GAAPとの重要な会計基準差異 ■ 識別すべき無形資産とその公正価値評価の検討 ■ 偶発的対価の修正が損益計上される可能性 ■ 取引費用の費用化 ■ のれんは非償却	■ 研修 ■ 配当可能剰余金 ■ 税金
法人所得税 — 總延税金	R	■ 特定の資産および負債に関する特別の取扱いを伴う期間差異プラスアプローチの適用により、FRS 102下では現行のUK GAAPに比べてより多くの総延税金が認識されることが予想される	R	■ 税効果会計に関する概念の根本的差異(資産負債法) ■ 個々のエンティティーにおいて認識資産及び負債に関する税務上の簿価の特定が必要	■ 研修
有形固定資産	G	■ 原価モデルまたは再評価モデルによる処理	G	■ 原価モデルまたは再評価モデルによる処理	■ 研修(再評価モデル適用の場合)

評価： G 軽微な影響もしくは影響がないと想定される領域

A 一定の潜在影響が想定される領域

R 重要な潜在影響が想定される領域

エグゼクティブサマリーは、項目ごとの詳細な分析により補完される

## V おわりに

英国では、2005年に上場企業の連結財務諸表に対してEU版IFRSの適用が義務付けられ、2015年からは、会社法決算全体会がIFRSを基礎とした財務報告制度に移行することとなります。また、法人税の申告にあたっては、既にIFRSにより作成した財務諸表に基づく申告調整が認められているため、2015年を機に、英国は先進国の中で最もIFRSに近い国になっていくかもしれません。

英国は元々、原則主義の考え方方が浸透している国と言われており、現行のUK GAAPも細則主義ではなく原則主義です。したがって、会社法決算が、原則主義に根ざすIFRSを基礎とした制度へ改正されたとしても、会計に対する根本的な考え方方が変化するわけではないといえます。

しかしながら新制度の下では、前述のとおり財務報告基準の適用等に関する企業の選択肢が広がったため、自社グループの方針に準拠しかつ効率性の高い会社法決算を志向して、英国上場会社も含め、各社とも新制度適用に向けた取組みが、これから始まるものと思われます。日系企業においても、自社に与える影響度合いを見極めた上で、英国グループ各社間での連携、日本親会社との適時な協議を踏まえ、新基準への移行作業を計画的かつ効率的に進めることが必要です。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 英国 ロンドン事務所  
ジャパンデスク  
TEL : +44-0-20-7311-2888  
japandesk@kpmg.co.uk

有限責任 あずさ監査法人  
GJP 部  
TEL : 03-3266-7543  
japanesepractice@jp.kpmg.com

**KPMGジャパン**

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.